

NEWS ~ 令和4年12月 ~

社会保険労務士 岡経営労務事務所
労働保険事務組合 経営労務協会

横浜市港北区新横浜2-5-10新横浜楓第2ビル7階
TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759
URL <https://www.okakeiei.jp>

----令和4年12月時点の情報に基づき記載しています----

◆◆◆ 令和5年4月1日施行 ◆◆◆

法定時間外労働(※1.)の割増率が一部引き上げられます

令和5年4月1日から、月60時間を超える法定時間外労働の割増率が、25% (以上) から50% (以上) に引き上げられます。大企業では平成22年4月よりすでに実施されているところですが、大企業以外の中小企業について今般実施となるものです(※2.)。

例えば、時給2,000円の方が月70時間の法定時間外労働を行ったときの時間外手当の計算は、以下ようになります。

令和5年3月まで

時給2,000円×125% (以上) ×月70時間=175,000円

令和5年4月以降

時給2,000円×150% (以上) × (月70時間-60時間)
+時給2,000円×125% (以上) ×月60時間
=180,000円

なお、法定時間外労働を行うには労働基準監督署へ36協定届を提出することとされており、さらに、月45時間超(※3.)の法定時間外労働を行う場合は、月45時間を超える時間数や回数、理由を定めた「特別条項」の届出が必要となることについては、これまでの取扱いに変更はありません。

※1. 法定時間外労働には、法定休日労働は含まれませんが、法定休日以外の休日労働で法定労働時間を超えるものは含まれます

※2. 厚生労働省「労働基準法の一部を改正する法律の施行について：平成21年5月29日基発第0529001号」

※3. 1年単位の変形労働時間制を採用している場合は、月42時間超です

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下